令和6年8月28日

各都道府県剣道連盟 事務局長 殿

> 公益財団法人全日本剣道連盟 事務局長代行 松原徹

## 全剣連綱紀委員会規則改定に伴うアンケート調査実施の件

いつも大変お世話になっております。全剣連では綱紀委員会を設置し、綱紀委員会規則に基づいて、綱紀違反案件についての審査及び処分を行っています。同規則は平成24年に制定され、その後数次にわたって部分改正を重ねてきましたが、規則全体の整合性を図り、また、これまで必ずしも明確でなかった点について規定を補充・整備するため、現在、PTを立ち上げて、規則の全面改正作業を進めております。

つきましては、改正作業検討の前提として、全剣連の団体会員である各都道 府県剣道連盟における綱紀・倫理に関する定款・規則類の有無と概要、綱紀・ 倫理案件の審査体制、これまでに発生した事案の概要などについて把握した く、そのために、添付の内容のアンケート調査を実施することといたしまし た。

ご多用中のところ、誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力を賜るようお願いいたします。アンケート調査の回収日は下記の日程とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本アンケートの実施について、何かお尋ねの点があれば、下記に御連絡ください。

連絡先 電話 03-3234-6271 メール <u>matsubara@kendo.or.jp</u> 全日本剣道連盟 松原

アンケート調査回収日 令和6年9月13日

剣道連盟名		回答者		
1虫ロチにわけて	√□√□ /△Ⅲ/□柱の+ はの能表	.h /~/~		
	、綱紀・倫理保持のための態勢		XT <u> </u>	/^ TTT 日日 /5 の
	関係について定款に記載があ		_	
	はありますか。ある場合、そぇ	· · · <del>-</del>	_	-
ない場合は	、右の( )に○印をつけて <sup>-</sup>	下さい。	定款・規程規則はな	:い ( )
イ 綱紀・倫理	皇案件についての審査体制の概:	要について		
①綱紀・倫理	里関係についての委員会等の審	査組織は、ありまっ	すか。いずれかを○て	ご囲んで
下さい。			(ある	・ない)
ある場合、	その責任者は、誰ですか。		(	)
また、その	の責任者の役職を記入下さい。		(	)
②綱紀・倫理	<b>里関係についての委員会等の審</b>	査組織がないと回行	答した場合について、	
審査等に関	関する責任者はいますか。いず	れかを○で囲んで┐	下さい。 ( いる	・いない)
いる場合、	その責任者は、誰ですか。		(	)
また、その	の責任者の役職を記入下さい。		(	)
③綱紀・倫理	里問題に関する外部からの通報	窓口を設置している	ますか。いずれかを○	)で囲んで
下さい。			( 設置している	・いない)
設置している	る場合は、どのように周知して	いますか。周知方法	<b>去を記載願います。</b>	
(HPに掲載	、広報誌に掲載など)			
下部組織につ	 ついての状況もわかる範囲で下	 記に記載願います。	)	
(1)当連盟と	 ほぼ同じ体制			
  (2)当連盟と	異なる体制、この場合、具体的	勺內容		

*	記録が残っており、把握できる範囲で結構です。
ア	事案の概要・時期、被処分者の概要(匿名可)、処分の有無と内容等。
イ	問題点があったのであればその内容等
'	
3 綱絲	己・倫理問題に関して全剣連に対する質問や要望について

以上